

江戸期における中国古典戯曲書の将来

伴 俊典

○、はじめに

現在、江戸時代に中国から舶載された中国の文学テキストの著録が多数発見され、日本の各地で受容されていたことが明らかになっている。中国の通俗文学分野においては、長澤規矩也が小説作品を中心⁽¹⁾に、青木正児が戯曲作品を中心⁽²⁾に考察を加え、その結果江戸期の中国通俗文学の受容にテキストの受容の問題が重要であることが示された。その後中国の通俗小説については幅広く研究が進められたが、戯曲分野については大庭脩が中国から舶載された漢籍を「唐船持渡書」と定めて関連資料を整理翻刻し、この分野に画期的な進歩をもたらして以降、黄仕忠によって日本所蔵の中国古典戯曲テキストが整理されるなど、最近になって新たな成果が現れ始めた⁽³⁾。

ただ唐船持渡書に関する資料は、大半が「旧記」と呼ばれる原資料を整理して作られた編纂物であり、個々に異なる趣旨、目的を

持つて作成された断片の資料である。このため、大庭氏が述べる通り、各資料の持つ特殊な性質を十分に把握して、活用し得る範囲において、校訂した上で使用しなければならない特殊性を持つ。

この特徴は、中国古典戯曲の分野において顕著にあらわれる。中国の古典戯曲は江戸時代に認知され始めた、中国の文学の中でも新興の分野である。そのため、当時の著録は現在の研究から見ると杜撰に扱われていると言わざるを得ず、或いは小説、或いは填詩などと混同された例が少なからず見つかる。このため、資料内の記述には多くの面で整理検討を要することは明らかだが、個々の著録に関して、対校できる資料を用いて信頼のおけるデータを作成する作業は未だ行われていない。

小論はこうした問題をまず解決すべき基本的な問題と捉え、この点を解決するための整理を行うことを目的とする。しかし、江戸期の中国古典戯曲文献を記す漢籍受容の資料は膨大で、それらすべてを網羅して考察するにはなお一段の準備を要する。そこで、これら

の資料の中核をなす長崎書籍改役を代々務めた向井家の書籍改の「旧記」を直接引いている資料に絞ってまず整理を行い、特徴と問題点を把握する。

一、日本に渡来した漢籍と向井家の旧記

江戸時代、長崎を拠点として中国から漢籍を輸入したことは広く知られているが、その中にとどのような中国古典戯曲が含まれ、またそれらがどのような特徴を持つかについて、全体像を探る手がかりとなる資料は未だ見当たらない。

大庭氏は、江戸時代に中国船がもたらした漢籍を、「唐船持渡書」と定義して、これまで研究されていなかった唐船持渡書の研究を開拓した。その資料の多くが大庭氏によって紹介・翻刻され、中国からの輸入書をまとめた形で調査することのできる貴重な資料となっている。大庭氏の挙げる唐船持渡書を記した資料は以下の通りである。

- 一、『齋来書目』
- 二、『大意書』
- 三、長崎会所取引時の諸帳
- 四、『二酉洞』（刊本。一色時棟纂輯。元禄十二（一六九九）年。二冊）
- 五、『唐本類書考』（刊本。平安書林向榮堂主人輯。寛延四（一七七

五一）年。三冊）

六、『商舶載来書目』（抄本。向井富編。文化元（一八〇四）年。五冊）

七、『分類舶載書目』（抄本。中村亮編。文化七（一八一〇）年。二冊）

八、『購来書籍目録』（抄本。一冊）

九、『舶載書目』（抄本。四十冊）

十、『舶来書目』（抄本。尾崎雅嘉編。八冊不全。）

十一、『舶来書目鈔』（抄本。尾崎雅嘉編。京都帝国大学図書館鈔。大正四（一九一五）年）

十二、『唐本法帖舶来書録』（抄本。一冊）

十三、『唐本目錄』（抄本。唐本屋田中清兵衛編。元禄元（一六八

八）年。一冊）

十四、『御文庫目録』（抄本。一冊）

十五、『元禄享保新渡書目』（抄本。松岡玄達写。一冊）

十六、『享保拾八癸丑焠長崎佛本並新渡書目』（抄本。残本）

十七、『寅十番十二家船主沈敬瞻 蔣嵩山所带書目』（抄本）

十八、『八丈島漂着清商舶載書籍取調書』（抄本。草稿三冊）

これらは唐船持渡書の記録であるという点に共通する特徴を持つが、実際には様々な書式を持ち、著録された資料の名目が現物のどのテキストを指すのか特定すること、また資料の相互に著録される作品同士が同じテキストか、異なるテキストかを判断することは困難で

ある。そこで小論は、これらの記録の中から、共通した特徴を持ち、なおかつ中国古典戯曲を著録した資料である『商舶載来書目』、『分類舶載書目通覧』、『舶載書目』、『舶来書目』（『舶来書目鈔』）に対象を絞って所載の名目の同定を行いたい。

これらの資料が、舶載書を受け入れる過程の中で生じた資料であることは、大庭氏のこれまでの研究によって明らかにされている。その詳細は、大庭氏の一連の論考を参照するのが最も良いが、小論が上記の資料を取り上げる理由を説明するため、必要な部分を要約して以下に示したい。⁴⁾

江戸幕府は切支丹に関する記述を排除する目的などから、舶載された書籍の検閲を行っていた。この作業は、始まった当初、長崎奉行支配下において寺社が担っていたが寛永七（一六二〇）年に切支丹禁止令が出された後、寛永十六（一六二九）年から、長崎聖堂を建立し儒学を講じていた向井元升が検閲に加わった。そして元升の三子元成の時代に書物改役を拝して以降は、幕末まで向井家が聖堂で書物改を担った。

向井家が書物改に加わって以降の具体的な書物の受け入れ過程は以下の通りである。まず、書物を舶載した船舶が長崎に入港すると、船主は積荷中の書物を報告する目録である『齋来書目』（上記資料一）を提出し、荷揚げする。次に、書物は聖堂に運ばれ、向井氏によって一葉ごとに調査され、その結果を奉行に報告し、奉行はそれを江戸の老中に進達する。その際付されるのが「大意書」である。

大意書には書物の目録と大要が示され、切支丹関係の記述など重要な事項があれば詳細に記し、そうでなければ書名と撰者などが簡単に記された（上記資料二）⁵⁾。大意書が認められて、初めて積荷の書物は売買の対象になる。書物は將軍家（紅葉山文庫。上記資料十四）、後に昌平坂学問所が優先して購入し、その後林家、老中、若年寄が「役人様方お調書」として購入し、その後商人が購入する。大意書が江戸に運ばれる間に、長崎では大意書などとは別に書物の目録「書籍元帳」を一部作り、これを元にして、船主との間で値決めが行われる。値の付いた書物は、江戸からの御用書、お調書の順で優先して購入された後、商人による入札が行われ、その際商人たちは「見帳」、「直組帳」、「落札帳」と言った売買資料を作る（上記資料三、資料八）。そうした過程を経たのち書肆が書物を流通させるが、資料四、五はその段階以降の作成物である。

以上の通り要約を試みたが、舶載された書物が詳細に検閲されるのは寛永七年の切支丹禁制後で、その記録の大本は、向井家が聖堂で記録した資料に集約されることが分かる。この点から資料を見ていくと、資料一、二、十三はそれ以前の別人による記録を含み向井氏の記述と切り分けて考える必要がある。また資料三、四、五は商人による売買記録であるから向井家の記録とは直接繋がらない。資料十四は書籍売買後に將軍家が記録した資料であり、これも向井家の記述と直接繋がらない。資料十五以降は他の記録に含まれ、扱う必要はない。故にここで注目されるのは資料六、七、九から十一の

書目である。

資料六『商船載来書目』の編者向井富は向井家の第五代書物改役で、凡例に「此編據家蔵旧記而収録…」とあるため向井家の「旧記」を編輯したものと分かる。この「旧記」とは当時の人々が用いた呼称で、向井家の書籍検閲の際の記録を指すが、現物は佚して伝わらない。資料七『分類船載書目』の編者中村亮の奥書に「中川忠英之尹于崎陽也就其府蔵簿書、抄往年西船齋来書目：名曰船載書目通覽…。然録無定式、頗為繁細、我君公披閱之余、傍命臣特抄其書目撰人名姓、分類収録…」とあり、長崎の府蔵の簿書を元に吉川忠英『船載書目通覽』が編纂され、それを配列整理したものが『分類船載書目』だと編纂の経緯を述べる。吉川忠英は寛政七（一七九五）年に長崎奉行に任じられているから、府蔵の簿書とは、当時書籍改だった向井家の記録を指す。資料九『船載書目』は、大庭氏の『船載書目』「諸言」における詳細な考証により、『船載書目通覽』と極めて類似した特徴を持ち、向井家の旧記をそのまま記した部分を含むことが分つているため、これも向井家の旧記に基づくと考え「て良い。資料十『船来書目』、資料十一、『船来書目鈔』は共に『船来書目』原本の一部を抄写した資料である。資料十は『船来書目』の不全写本で、資料十一は京都帝国大学図書館が原本を借り受けて大正四年に必要な部分を鈔写したものである。大庭氏によると、この資料十『船来書目』及び資料十一『船来書目鈔』と『船載書目』とは内容はほとんど同じであり、これにより『船来書目』原本の内

容が向井家の資料を写したものであることが分かる。

つまり、これらの資料は全て向井家の「旧記」とされる向井家蔵の船載書検分の記録を原資料として用いた資料であるため、記された項目に共通性が認められる点に共通した特徴を持つ資料であると言える。この向井氏の「旧記」は現在見つかっていないから、これを原資料として造られた上記の資料が具体的にどの部分を写しているかはなお問題を残すが、現在確認できる資料の中で、唐船持渡書の基礎資料を整理する最適の資料と言える。

二、各書目に記載された中国古典戯曲の書名

今回取り上げる各書目に記された中国古典戯曲の名目は、向井家の旧記を元にしてはいえ、それぞれ著録の基準、表記の体裁に異同を持つ。これら体裁の相違によって生じる問題をまず整理するために、本節では中国古典戯曲にかかわる記述を抽出、列挙して特徴を把握したい。

後述する通り、これらの記録には誤字脱字、また抄本であるために文字の判読が難しい箇所が多くみられる。それらを修正したものは第四節に示したい。本節では、こうした誤記からも特徴を見出したいので、抄本に書かれたデータをそのまま記すことに努めたい。なお書名、注記内に含まれる以外の巻数、冊数、本数、套数の数字に関してはすべて「一、二、三、四、五、六、七、八、九」に統一

し、俗字、異体字などにも小論の判断で断りなく当用漢字に改めた個所がある。

○国会図書館所蔵『商舶載来書目』（前節資料六『商舶載来書目』）

五冊。向井富（元仲）撰。文化元（一八〇五）年抄。

この書は長崎書籍改方の第五代にあたる向井元仲が自家の旧記に基づいて書籍を分類配列したもので、体裁は『分類舶載書目』に近い。収録は元禄六（一六九二）年から宝暦四（一七五三）年と『分類舶載書目』に比べると短いが、収録されている書籍の数量は多い。記された内容は『分類舶載書目』と同様に書籍を配列し閲覧の便に資するよう簡略な記述しか残しておらず、書籍が初めて舶載された年に書名、冊数、本数等を記したのみで、大方著者すら記されていない。記された体裁はいろは別に分類され、その中で年代別に分かれ記されている。

この商舶載書目の特徴は大庭氏が『舶載書目』「諸言」にて考察しているように、⁶⁾詳細に示された『舶載書目』の各項目のうち時に見られる年代を記さない舶載書の年代を、『商舶載書目』に照らして舶載の年代を明らかにできる点にある。この資料は初めて舶載された際の記録を記す方針で編纂され（同書「凡例」）、これが特に中国古典戯曲のテキストの特定に大きな問題となるが、次節以降で改めて論じたい。

第一冊一巻

九葉表 享保十三年戊辰 一笠庵新編人獸閔伝奇 一部二本

二十三葉裏 享保七壬寅 長生殿伝奇 一部二本

二十八葉表 享保十八癸丑 中原音韻 一部四本

四十一葉裏 寛政八年丙辰 廿一史彈詞 一部一套

四十六葉裏 享保十一年丙午 牡丹亭還魂記 一部四本

四十八葉裏 享保十六年辛亥 牡丹亭譜 一部一本

第一冊二巻

三十六葉表 元禄十二己卯 六才子書 一部一套

三十六葉裏 元禄十三庚辰 笠翁伝奇十種 一部二套

三十七葉裏 宝永七庚寅 六才子書 一部八本

五十一葉裏 天明二壬寅 笠翁伝奇十種 一部二套

第二冊一巻

四十七葉表 明和二乙酉 雍熙樂府 一部四十本

第二冊二巻

二十七葉表 寛政十一己未 桃花扇 一部六本

六十六葉表 寛政九丁己 念一史彈詞註 一部一套

第三冊一巻

一葉表 元禄八乙亥 南九宮詞譜 一部四本

二十六葉裏 享保七壬寅 繪像第六才子書 一部一套

六十三葉表 宝暦十二壬午 元人百種 一部六套

二十三葉表 宝永七庚寅 洪武正韻 一部十本

三十二葉裏 享保十六年辛亥 五種曲新戯 一部

三十四葉表 元文五庚申 古雜劇 一部八本

二十葉表 享保十五庚戌 第七才子書琵琶記 一部一套
 二十一葉裏 安永八己亥 玉茗堂四種 一部一套

第三冊二卷

三葉表 元禄七甲戌 繡刻演劇 一部
 二十三葉裏 享保十三戊申 雪韻堂批点燕子箋記 一部四本
 二十七葉裏 元文四己未 西廂記 一部三本
 三十葉表 元禄七甲戌 名家雜劇 一部十本
 三十五葉裏 安永元壬辰 綴白裘新集合編 一部二套
 四十七葉裏 寛政九丁巳 紅雪樓九種曲 一部二套
 六十五葉裏 安永八己亥 新曲六種 一部一套

○内閣文庫蔵『分類舶載書目』（前節資料七『分類舶載書目』）

二冊。中川忠英撰。江戸期抄。

この『分類舶載書目』は中川家の旧記を元に書名と撰人の姓名のみを抽出、分類して収録したものである。著録された書名は大場氏の指摘する通り中国の四部分類に似た経史子集の四つの大分類、その下に二十三の小分類を配して整理している。

またこの書は奥書に「抄其書目與撰人名姓、分類収録、此可以與彼書並行、省略簡繁、互資考索」とある通り明確な目的を持って書名と撰人姓名のみを録し、分類し配列している。その対象は「彼書」となるが、これは中川忠英の記した『舶載書目通覧』のことで、大庭氏はこれが宮内庁書陵部の蔵する『舶載書目』である可能性に言及するが、結論を下してしない。向井家の旧記を元にそれ

を詳細に録した『舶載書目通覧』と『分類舶載書目』が相互に参考しあう関係にあることが分かる。

笠翁伝奇十種 二十本四十卷
 新鐫史碧桃釵訓記月樹主人編 二卷
 刻京本凶像音釈點板梁灝折桂記 二卷
 楊氏三閔記施鳳來編集 二卷
 解学士合璧記 二卷
 新撰王恂忠孝節義陰德繡被記 二卷
 新撰五倫全備江状元香毬記 一本
 宝剑記 二卷
 海忠介公金環記木石山人編 二卷
 呂蒙正綵樓記王鏊 二卷
 韓朋十義記 一卷
 新鐫龍頭積義説唱十二度韓湘子 四卷
 王順卿麗情玉鐲記李玉田編 二卷
 裴航玉杵記楊文炯 二卷
 完璧蘭相如箱環記 二卷
 第紅記玉陽仙史編 二卷
 奇遇玉丸記翁文源校梓 二卷
 王宰重会鴛鴦記梁伯竜編 二卷
 孟日紅葵花記高一輩刻 二卷
 岳武穆精忠記月露山人 二卷

孟嘗君狐裘記謝天瑞

二卷

高文挙還魂記

二卷

秦翰林西湖記楊野叟

二卷

劉文淑雲台記

二卷

宝簪記懷玉叟

二卷

花將軍虎符記張伯起編

二卷

■秘■記

二卷

雲箋記

二卷

点板符世業犀珮記胡文煥

二卷

雷岳電復仇武穆陰報東窓記

二卷

洪武正韻

七

南九宮詞譜

二十一

『分類舶載書目』の記載は簡単なものであるが、他書と比較すると重要なことが分かる。例えば『新撰五倫全備江状元香毬記』についてこれを『舶載書目』と対照させると、第四冊第六葉裏にその名目が見つかると、『舶載書目』には『新鐫凶像五倫全備』も採録される。しかし『分類舶載書目』にはその名がない。『新撰五倫全備江状元香毬記』を含むこれらの戯曲群は、『舶載書目』に注記があり、一帙六本の六帙からなり、『草蘆記』を欠く三十五本の戯曲が実際に検分されたことが分かるから、凡例に従えば、当然、『分類舶載書目』はこの名前が記さなければならぬ。更にこの省略が『舶載書目』第四冊第六葉裏「新撰五倫全備江秘香毬記」の条に改行して

「同一□函江状元香毬記」として、同書六葉表にある令懷玉撰『新撰五倫全備江状元香毬記』と同書であると断定している記述と一致するから、これは『舶載書目』と同一の注記を持つ記録から同書であると判断し省略したと認められる。故にこの『分類舶載書目』もやはり編纂する上で向井氏の旧記に基づくことは確実である。他にも『李』笠翁伝奇十種、『洪武正韻』など『舶載書目』その他の書目に複数著録されている書物が全て一本のみ著録されていることから、それが同一書と判断したものを新渡書一本にのみ限って録す方針であることが窺える。

○宮内庁書陵部蔵『舶載書目』（前節資料九『舶載書目』）
五十八卷四十冊。抄本。

これらは大場氏の指摘の通り、吉宗の代の書物改役向井元仲兼般が長崎奉行に報告した第二十七冊の内容から、向井家による長崎における書物改の旧記に依て長崎奉行であった中川忠英が編纂したものであると認められる。この書は長崎で一葉ごとに見聞された内容を、奉行に特に報告する必要があるものは問題の部分を書き抜き、その必要のないものは一点ごとに内容を簡単にまとめ、それらを或いは船ごとにまとめて奉行に提出していたものである。

第一冊
十五葉裏
名家雑劇 一部十本 新都伯玉汪道昆撰／右我都
沈子林宗選諸名家雑劇如康／対山梅雨金汪伯玉徐
文長輩以継之全編歌曲ノ書也

五十三葉表

六才子 一部三本八卷／貫華堂第六才子書西廂記也

百四葉表

南九宮詞譜 四本 詞隱先生編／右書宮調之詞譜也 吳江箱通生沈自晉刪補／上自蘇子瞻下至明人之曲章悉採取／之而正聲協律版其古音之正樂云云

八十七葉表

第六才子書西廂記 一部二本八卷／右書ハ聖歡^マ升書ニテ本文ハ唐元稹カ会真記ナリ本文ハ唐貞元中有張瑞者私通崔家ノ女鶯^ク婢紅娘為之媒ノコトニテ艷文艷詩挙テ数条為小説者ナリ毎文ノ下低一字ヲ書タル者ハ本文之解也低二字書スルモノハ解ノ婉言續句ヲ發テ委曲其情ヲ云フモノナリ細書スルモノハ注家ノ按考ニテ張生ト云ハ即元稹也鶯^クト云ハ元稹カ所通ノ婦ナリト云テ元稹カ作ル所ノ艷詩等ヲ引キ年代必考合セテ詳ニ述之サリ年号有作者ノ姓名ナシ

百五葉表

春花新載 二本 惜蒼主人編次／又号小説奇团円載南北詞曲小令詩歌

第四冊

李笠翁伝奇十種 一部二套二十本四十卷 湖上笠翁編次玄州逸叟批計憐香伴 風箏誤 意中縁 蜃中楼 鳳求凰 奈何天 比目魚 玉搔頭 巧团円 慎鸞交 每有序 小説也 此書応書林林庄右衛門内之求檢之

六葉表

新鐫史碧桃釵釧記／上下／月街主人編 刻京本図像音积点板梁灝折桂記 上下

楊氏三閨記 上下 虎林会凡施鳳来編集／清潭消裳父蘇信題序

六葉表

皇明解学士合璧記 上下 四明東方士三恒伯貞填詞淚滄子屠隆長卿序

新撰王昉忠孝節義陰德繡被記 上下 於越金懷五撰

六葉表

新撰五倫全備江狀元香毬^マ己 令懷玉撰 一本

十一葉表

新鐫龍頭积義説唱十二度韓門子 四卷 紫薇山主人雲霞子輯 一曰藍関

六葉表

新鐫忠孝節義海忠介公金環池 上下 吳門木石山人編

新鐫呂蒙正鉢携^マ記 武林劍池王撰／上下

六葉表

新刊韓朋十義記 一卷 武夷景山樂天安雲賓攻积

第三冊

三十三葉表

嘯餘譜 二十四卷楽語 一作致語北曲譜十二 中原音韻一 務頭一南曲譜 二十二卷中洲音韻

六葉表

續刻演劇 水滸記アリ 詞曲之書

六葉表

九十五葉表

鐫宝劍記 上下

六葉表

六葉表	刻王順卿麗情玉鐲記	山東沂州李玉日編	七葉表	新鐫点板符世業犀珮記	上下冊	錢塘全庵胡文煥
六葉裏	新刻神異双珠伝	上下 妬蘇涅川居士編	七葉表	徳父編		
六葉裏	新鐫裴航玉笄記	上下 楊文炯著	七葉表	新鐫神全雷岳電復仇武穆陰報東ノ窓記	上下	青霞
六葉裏	新刻蘇板完璧蘭相如箱環記	上下 衢西翁子忠編	七葉表	新鐫鄭清之銀瓶記	上下	虎林葉房校
六葉裏	新鐫凶像五倫全備	上下 南越兵文莊名編	七葉表	新編韓翃義俠金魚記	上下	
六葉裏	題紅記	上下 右越玉陽僊史編 自序 凡例ノ序	七葉表	赤鯉記	一曰黒鯉記 上下冊	
六葉裏	蓬来仙客沙羅主人緯真氏ノ山陰清脈元穀氏		七葉表	新刊校正腔板竜象記大全	上下ノ草蘆一篇闕	
六葉裏	新編奇遇玉丸記	上下 武林翁文源校梓	七葉表	以上里謡歌曲也	共卅六本	
六葉裏	新鐫王宰重会鴛鴦記	上下 姑蘇梁伯繼編	第七冊	洪武正韻		
六葉裏	新鐫孟日紅葵花記	錢塘高一葦刻ノ上下	一葉表	洪武正韻	十本十六卷	樂紹鳳 宋濂等撰ノ序
六葉裏	新刻岳武穆精忠記	上下 月露山人校	第八冊	洪武八年	宋濂 凡例七則	
六葉裏	新編孟嘗君狐裘記	上下 武林榭天瑞編	六葉裏	洪武正韻	五本十六卷	
六葉裏	新鐫王宰重記	上下 句餘勝門鄒逢時編	第九冊	洪武正韻	三部内二部各一套五本一部一套四本	
六葉裏	新刊校正高文萃環魂記	上下 姑蘇刊刻	第十冊	七才子書	一部六冊	
六葉裏	新撰五倫全備江秘香毬記	上下ノ同一函江状元	二十七葉裏	第六才子書	六部各一套六冊	
六葉裏	香毬記		二十七葉表	玩玉楼主人重輯ノ綴白裘全集	一部四本ノ続集即	
六葉裏	新鐫秦翰林西湖記		三葉表	出聞正堂梓ノ序	康熙歲次甲戌仲日四明慈水陳二	
六葉裏	宝簪記	上下 於越懷王叟著	二十七葉裏			
六葉裏	新鐫劉文叔雲台記	上下 江右散人薄俊卿編	二十四葉表			
六葉裏	新鐫本朝忠孝節義花將軍虎符記	上下 城車蟬脩				
七葉表	張伯起編					
七葉表	新鐫雲箋記	上下 虎林葉房校				

球譚／目次 慈水陳二球參輯／玩玉樓主人重輯／

西廂記 奇逢 清宴 問病 拷婢／琵琶記 分別

咽糠 館蓬 掃松／荊釵記 哭鞋 見母 祭江

舟會／漁家樂 風鑑 由名 戲婦 因來／節孝記

淖泥 遇虎 祈夢 詳夢／尋親記 義放 采婦

□會 茶肆／祝髮記 議易 議允 別姑 迎娶／

西樓記 私契 病晤 疑謎 錯夢／双冠語 訓誥

見娘 返円 贈冠／党人碑 打牌 酒樓 計賺

賺師／義俠記 壳餅 誘叔 桃簾 捉奸／爛柯

山 巧賺 後休 疑蔓 覆水／一捧雪 偽猷 関

攫 出塞 伐戮／牡丹亭 入夢 尋夢 拾昼 冥

判／翠屏山 親綻 慎訴 巧贊 除淫／金鎖記

悞傷 冤鞠 探獄 赴市／繡襦記 入院 壳僕

打子 剔目／牧羊記 小逼 大逼 守瓶 遣妓／

双珠記 謀奸 持正 擊邪 証罪／紅梨記 亭近

邀月 壳花 衙會／躍鯉記 憶母 撲魚 蘆林

看穀／金千記^{下上} 追賢 点將 別姬 埋伏／白兔記

遇友 鬧雞 生子 送子／水滸記 魚色 野合

殺惜 活捉／鳴鳳記 義仗 折奸 馱遇 □末／

精忠記 写木 祭主 見佛 回話／釵釧記 伝信

講書 入園 憤詆／浣紗記 後訪 歌舞 寄子

綵連／万里綠 打差／状元香 別妻／兒孫福 別

第十七冊

四十二葉裏

弟／葛衣記 退賊／人戰関 演官／望湖亭 照鑑
／孽海記 僧尼會／邯鄲夢 打番兒

綴白裘三集 一部六本／序聖湖療老逸庵 繪像十
幅／洞庭蕭士選輯／湖南王人校点

第十九冊

二葉裏

凝馥齋伝奇第一種／一笑縁／一部二本／雷川張□
藏板／序 康熙四十五年丙戌仲夏望日／賜進士
出身翰林院編脩陳主言祥誤／康熙四十三年次甲
申季秋中院七日／翰林院編脩薄有徳頓前謹撰／叙
稽山張淵自述／目錄 上卷凡十五齣 下卷凡二十
六齣／跋 康熙四十九年歲石屠維赤旧之沽洗隣治
／年家教弟方嵩年頓前拜跋

第二十冊

二十五葉裏

洵上笠翁編次／李笠翁伝奇十種 一部二十本 憐
香伴序 勾呉社第虞魏玄洲氏／目次 卷上 破題
ヨリ□懸止 十八條／繡像六／風箏誤叙 勾呉社
小第虞鏤以嗣氏／目次 卷上 顛末ヨリ 堅昱止
十五條／卷下 夢駭ヨリ 釈疑止十五條／意中縁序
順治己亥花驥文白氏／同又□ 鴛水黄媛介皆令氏
／目次 卷上 大意ヨリ 入幕止十五條／卷下 悟詐
ヨリ 会真止十五條 繪六／蟹中樓序 孫泊寧台氏

／目次上巻 幼□ヨリ授訳止十五條／巻尔 点差

ヨリ乗□止十五條 絵六／鳳求風序 楚第杜濬于

公氏／目次 上巻 先声ヨリ因□止十五條／巻下

酸報ヨリ□封止十五條／比目魚伝奇叙 玉瑞淑／

目次 上巻 □端ヨリ神復止十六條／巻下 微利

ヨリ駭聚止十六條 絵六／奈何天序 胡介／目次

巻上 崖略ヨリ分履止十五條／巻下 妬遣ヨリ閑

封止十五條 絵六／玉搔頭伝奇序 簗鶴山農／目

次 巻上 招要ヨリ送氣止十五條／巻下飛舸ヨリ

□美止十五條／巧团円序 康熙戊申楞道人／目次

巻上詞源ヨリ□□止十六條／巻下 剖□ヨリ護別

止十六條／慎鸞交伝奇序 各伝芳／目次 巻上

造□ヨリ耳醋止十八條／巻下 猴園ヨリ計□止十

六條

第二十一冊

二十五葉裏

一笠庵新編人戦関伝奇 一部二本／蘇門嘯侶筆／

目次／上巻 慈引 □樽ヨリ走越 旄旌止／十五

條／下巻 豪邁 旅寄ヨリ誼存 人円止／十五條

／絵図十二

二十五葉裏

雪韵堂批点燕子箋記 一部四本 目 巻上家門

約試 授画ヨリ偽緝 寄漬／扈奔止二十一條 絵

図十二／巻下 拒桃兵鬻 収女ヨリ桃宴 合宴／

第二十六冊

三葉表

第三十二冊

十六葉表

第三十三冊

四葉裏

第三十三冊

十七葉裏

十八葉表

誥□止二十一條 ○絵図十二／百子山樵撰

繡像第六才子 六本

牡丹亭還魂記 一部一套六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

六才子書 二部各六本

○京都大学総合図書館蔵『舶来書目鈔』（前節資料十一『舶来書目鈔』八冊。大正四年三月十八日（凡例末）。

この書は向井氏の旧記に基づく舶載書の目録であるが、本書凡例によると、大阪の商人尾崎雅嘉が所持していた『舶載書目通覧』を京都大学図書館が借り受け必要な部分を抄写したものとす。

内容は『舶載書目』に近く、年代ごとの長崎に寄港した船の番手を記した後に、舶載された書名を列挙する。書名の後に本数、巻数、著者などを記し、刊記に繋がる記述を改行してその後に記し、必要と思われる部分は体裁を細かく記録してその書籍の性格を知ること

ができる点は『舶載書目』に同じ。

しかしこの書は凡例に「…今主トシテ歴史的参考資料トシテ必要ナル部分ヲ抄録シ全部ノ謄写ニ及バズ但書名ハ一モ省略セズ（叢書類ニシテ本学ニ所蔵セルモノハソノ内容ノ書名ヲ省略ス）…」と記す通り、叢書など一部の書籍について、京都大学にすでに所蔵されていてその名目が一致するものは、叢書の名前のみ記し収録される書名を記さない。この記述によって、この資料が京都大学の蔵書との比較によって初めて全貌が分かるものであることが分かる。また上記方針により『舶載書目』が封面など一部版面を詳細に筆写するのに対し、本書はそういった記述を省いている部分がある。

収録した内容を検討したところ、中国古典戯曲については『舶来書目』（前節資料十）を含む関係にあつたため、紙幅の都合もあり、『舶来書目鈔』のみを記す。

第五

十八葉裏 六才子書 六本八巻／雍正二年ノ序アリ

第七

二十二葉表 綴白裘新集合集 二十四本

第八

二十四葉表 中州音韻

四十五葉表 六才子 八巻三本

第九

五葉裏 六才子書西廂記／八巻三本 作者氏名無シ／聖嘆

外書ニテ本文ハ唐元稹ガ会真記ナリ本文ハ唐貞元

中有張瑞者私通崔家女鶯鶯婢紅娘為之媒ノコトニテ艶文艶詩拳テ数条為小説者ナリ毎文ノ下一字ヲ低テ書タル者ハ本文ノ解也二字ヲ低テ書スルモノハ解ノ婉言繡句ヲ發テ委曲其情ヲ云フモノナリ細書スルモノハ注家ノ按考ニテ張家ト云ハ即元稹カ所通ノ婦ナリト云フ元稹ガ作レル所ノ艶詩等ヲ引キ年代必考合セテ詳ニ述之年号有アリテ作者ノ姓名ナシ

十四葉裏

国雅 十二本十九巻 顧起綸玄言撰／萬曆元年・序アリ／明朝国風の詞曲也

十五葉表

繡刻演劇 詞曲ノ書ナリ

二十一葉裏

南九宮詞譜 四本 詞隱先生編

第十一

春苑新載 二本／又号小説奇団円載南北詞曲小令

二葉表

詩歌

二葉表

新鐫史碧桃釵釧記 上下 月街主人編

二葉表

刻京本図像音釈点板梁瀨折桂記 上下

楊氏三関記 上下 施鳳来編

皇明解学士合璧記 上下

新撰王吨忠孝節義陰德繡被記 上下 金震五選

二葉表

新撰五倫全備江状元香毬記 令懷王 撰一本

- 二葉表 新鍔龍頭積義説唱十二度韓門子 四卷 紫嶽山主人輯 三葉表 宝簪記 上下
- 二葉表 新鍔忠孝節義海忠介公金環池 上下 吳門裘山人編 三葉表 新鍔劉文叔雲台記 上下 陳俊卿編
- 二葉表 新鍔呂蒙正鉢携記 上下 三葉表 新鍔本朝悉孝郎義花將軍虎斧記 上下 張伯起編
- 二葉表 新刊韓明十義記 一卷 安雲資攻釈 三葉表 新鍔雲箋記 上下 虎林藥房校
- 二葉裏 鐫宝劍記 上下 三葉裏 新鍔点板符世案犀珮記 上下 胡久煥編
- 二葉裏 刻王順卿麗情玉鐲記 李玉日編 三葉裏 新鍔神全雷岳電復仇武穆陰報東窓記 上下 洞住專編
- 二葉裏 新刻神異双珠伝 上下 湠川居士編 三葉裏 新鍔鄭清之銀瓶記 上下
- 二葉裏 新鍔裴航玉杵記 上下 楊文炯著 三葉裏 新編韓翊義俠金魚記 南呉鵬
- 二葉裏 新刻蘇板完璧蘭相如箱環記 上下 翁子忠編 三葉裏 赤鯉記
- 二葉裏 新鍔凶像五倫全備 上下 第十二 新刊校正腔板竜象記大全 上下／以上里謡歌曲也
- 二葉裏 題紅記 上下 玉陽仙史編 四葉裏 洪武正韻 十本十六卷 宋濂撰／洪武八年ノ序アリ
- 二葉裏 新編奇遇玉丸記 上下 翁文源校 十三葉裏 古今韻略 五本五卷 商丘宋牧仲開定／康熙丙子ノ序アリ
- 二葉裏 新鍔王宰重会鴛鴦記 上下 梁伯繼編 十三葉裏 十一番船／洪武正韻 五本十六卷
- 二葉裏 新鍔蒙日紅葵花記 上下 高一葦 第十五 牡丹亭還魂記 六本
- 二葉表 新刻岳武穆精忠記 上下 月露山人校 二葉裏 綴白裘全集 四本 慈水陳二球參輯／玩玉樓主人重輯／康熙甲戌ノ序アリ／西廂記 奇逢 清宴
- 二葉表 新編孟嘗君狐裘記 上下 樹天瑞編 三葉表 新刊校正高文挙環魂記 上下 姑蘇刊刻 間病 拷婢 琵琶記／分別 咽糠 館蓬 掃松
- 二葉表 新鍔王宰重記 上下 鄒逢時編 三葉表 新撰五倫全備江秘香毬記 上下
- 三葉表 新鍔秦翰林西湖記 上下 楊江典

- 荆釵記 已下省略／漁家樂 節孝記 尋親記／祝
 髮記 西樓記／双冠語／党人碑 義俠記 爛柯山
 ／一捧雪 牡丹亭 金鎖記／繡襦記 牧羊記 双
 珠記／紅梨記 躍鯉記 千金記／白兔記 水滸記
 鳴鳳記／精忠記 釵釧記 浣紗記／万里綠 狀元
 香 兒孫福／葛衣記 人戰閨 望湖亭／孽海記
 僧尼会 邯鄲夢／打番兒
 十三葉裏 綴白裘三集 六本 蕭士 編輯／絵画十幅
 十八葉表 李笠翁傳奇十種 二十本 湖上笠翁編次
 十八葉表 新編鳳凰池続四才子書 十六本
 十八葉表 一笠庵新編人戰閨傳奇 二本 蘇門嘯侶筆
 十八葉表 雪韵堂批点燕子箋記 四本 百子山樵撰

三、各書目間の問題点

これらの記録は記された年代や配置によって書物の異同を確認できるが、複数の資料を校合することで、さらに多くの問題を解決することができる。

第二節において調査した書目の結果から分かった問題点のうち、各書目の不明箇所、不祥箇所を他書によって補える、または解決できるものがある。その例をいくつか挙げる。

例一 『江秘香秘記』について

抄本では書名を判断できないものが多数あるが、他書と比較し、その配列から書名を同定することができる場合がある。『分類舶載書目』の「■秘■記 二卷」は秘の文字がかるうじて分かる程度であるが、前後を見ると「■秘■記 二卷」と見える前後に「宝簪懷玉叟 二卷」、「花將軍虎符記張伯起編 二卷」「■秘■記 二卷」「雲箋記 二卷」、「点板符世業犀珮記胡文煥 二卷」の順で並んでいる。『分類舶載書目』は基本的に小分類の内部は舶載された年代順に並んでいるため、『舶載書物』、『舶来書目鈔』にはこれらの戯曲が六帙三十六本で一部とする選集であるとする注と併せて考えると、これと照合して「■秘■記 二卷」は「江秘香秘記 上下卷」であることが分かり、その全名が「新撰五倫全備江秘香秘記」であることもわかる。

また、舶載書には様々な理由から記された書名から判断できないものがあるが、これが舶載された年代や記述によって判明する例がある。これらは個別の調査を行い解決する。

例二 『繡刻演劇』について

いずれの資料にも『繡刻演劇』が著録され、『舶載書目』にのみ「詞曲ノ書也 水滸記アリ」とする注をもち、『舶来書目鈔』には「詞曲ノ書也」と省略する。

『繡刻演劇』は明末の毛晋による中国戯曲の選集で、崇禎年間に十本一套として第六套まで、全六十本が出版された。のちに補刻を加えられ、第一套から第六套を合して、『六十種曲』という名と新

たな封面、目録が付され印行された。以降通行本として広くみられる『六十種曲』はすべてこれに基づくもので、『繡刻演劇』とはテキスト自体の異同も含め、様々な点で異なっている。

『六十種曲』として印行されたテキストは、すべて首に「六十首曲」とする封面を持ち、次に『繡刻演劇十本』第一套の封面を持つ。また目録を「六十種曲総目録」とするから、書名を含めて書中の記述を忠実に記した『船載書目』に著録されたものもこの編集になるものであれば、題目を必ず「六十種曲」で取るはずで、そうならない以上これが『六十種曲』印行後のものを指すことはあり得ない。そして『繡刻演劇』にのみ記された「水滸記アリ」とする記述によって、これが明許自昌撰『水滸記』を収めた『繡刻演劇』第五套を示すことが分かる。よってこの『繡刻演劇』の名目は毛晋による『六十首曲』初印本印行前の、第五套のみかそれを含む『繡刻演劇』であることが分かる。

例三 『第六才子書』をめぐる船載年代の同定について

『船載書目』第三十三冊には第四丁裏に「六才子書 二部各六本」とあり、第十七丁裏に「六才子書 二部六本各八卷／序 雍正二年仲冬浙蘭李岐嗜来氏題於／德花室室／目錄卷之一自り卷之八／序一曰慟哭古人／図十一丁総図」とあり、第十八丁表に「同六才子書 目録 同前／図 二十末二各有詩／是一部無序」とある。これは第十八丁表の「同六才子書」とする記述から二本を合わせて録した書であることが想像されるが、確たる証拠がない。これを他書を

参照し、年代をもとに書籍の同定作業を行うと、いずれも一部六本の金聖嘆『第六才子書西廂記』であることが分かるが、初出のみを記す『分類船載書目』は一か所のみであったが、ここにおける『六才子書』は実際には二本あったことが分かる。これにより『船載書目』に著録された『六才子書』は実際は二本を著録した記録であることが分かる。

ここで挙げたのはわずか一例ずつであるが、各書目間の特性を理解したうえで比較を試みると、相互に補完し得る事項は実際には数多くあることに気づく。これらの資料は向井家の旧記を祖本に持つ点で共通しているため、こうした相互の補完が可能になる。これによって、一つには向井家の旧記に遡ることにつながり、また、それは長崎に渡来した、一定期間内の中国古典戯曲文献の、信頼のける資料を作成する際の基礎資料となり得る。

四、唐船持渡書内の中国古典戯曲書名一覧の作成

以上のごとく、各書目を比較すると、相互の資料を補完しあうことで各資料の不明箇所を明らかにすることが可能であることが分かった。

また、これら各資料所載の名目は、書籍の分類別、いろは別、船別などの類別と、『船載書目』、『商船載来書目』、『舶来書目（鈔）』に記された断片的な年代の記録がある。これら全ての記述をすべて

を校合すると、小論に挙げた書物の名目に年代を付すことが可能であることが分かった。そこで以下に年代を元に一覧表を示す。

実際に項目を見てみると、例えば『舶載書目』第十六冊所収『綴白裘全集』は著録される目次との校合により『舶来書目鈔』第十二卷所収の『綴白裘全集』と同じものを記していると判断され、享保十一年の舶来であることが分かる。また第二十冊所収の『李笠翁伝奇十種』、『一笠庵新編人戦関伝奇』、『雪韵堂批点燕子箋記』について、『李笠翁伝奇十種』は複数舶載されてきているが、この書が同一時期に『一笠庵新編人戦関伝奇』、『雪韵堂批点燕子箋記』とともに舶載されているのは『舶来書目鈔』第十九卷所収の『李笠翁伝奇十種』、『一笠庵新編人戦関伝奇』、『雪韵堂批点燕子箋記』以外存在しないため、これらは『舶来書目鈔』が享保十二年と記すものと同じであることが分かる。また『舶載書目』第三十三冊所収の『(第)六才子書(西廂記)』も同様に複数著録されているが、二部六本であること、雍正二年の序を持つ点が一致するのは『舶来書目鈔』では第五卷所収『六才子書』しか存在しないため、これも寛保九年とする『舶来書目鈔』を修正することができる。こうした形でその他の年代不明の書物の著録を照合していくと、今回検討を加えた唐船持渡書中の中国戯曲の舶載年代は全て特定できた。

表 向井家の旧記に連なる書目に記載された唐船持渡書内の中国古典戯曲書名一覧

年	書名	舶載書目	舶来書目鈔	分類	商舶載書目
元禄七	名家雜劇 一部十本	○		舶載書目	
元禄七	貫華堂第六才子書西廂記 一部三本八卷	○		舶載書目	
元禄七	繡刻演劇(含第五套)	○		舶載書目	
元禄八	南九宮詞譜 一部四本	○		舶載書目	
元禄八	春花新載 二本	○		舶載書目	
元禄十二	第六才子書西廂記 一部二本八卷	○		舶載書目	
元禄十三	李笠翁伝奇十種 一部二套二十本四十卷	○		舶載書目	
元禄十五	嘯餘譜 二十四本	○		舶載書目	
宝永二	新鐫史碧桃釵鈿記 上下	○		舶載書目	
宝永二	京本凶像音積点板梁灝折桂記 上下	○		舶載書目	
宝永二	楊氏三閔記 上下	○		舶載書目	
宝永二	皇明解学士合璧記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新撰王昉忠孝節義陰德繡被記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新撰五倫全備江狀元香毯記 一本	○		舶載書目	
宝永二	新鐫龍頭積義說唱十二度韓湘子 四卷	○		舶載書目	
宝永二	新鐫忠孝節義海忠介公金環池 上下	○		舶載書目	
宝永二	新鐫呂蒙正彩樓記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新刊韓明十義記 一卷	○		舶載書目	
宝永二	鐫宝剑記 上下	○		舶載書目	
宝永二	刻王順卿麗情玉鐫記	○		舶載書目	
宝永二	新刻神異双珠伝 上下	○		舶載書目	
宝永二	新鐫裴航玉杵記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新刻蘇板完璧蘭相如箱環記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新鐫凶像五倫全備 上下	○		舶載書目	
宝永二	題紅記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新編奇遇玉丸記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新鐫王宰重会鴛鴦記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新鐫孟日紅葵花記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新刻岳武穆精忠記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新編孟嘗君狐裘記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新鐫王覺蓮記 上下	○		舶載書目	
宝永二	新刊校正高文举環魂記 上下	○		舶載書目	

宝永二	新撰五倫全備江秘書	上下	○				
宝永二	新撰奏翰林西湖記	上下	○				
宝永二	宝簪記	上下	○				
宝永二	新撰劉文叔雲台記	上下	○				
宝永二	新撰本朝忠孝節義花將軍虎符記	上下	○				
宝永二	新撰雲箋記	上下	○				
宝永二	新撰点板枝符世業厚賦記	上下	○				
宝永二	新撰神全雷岳電復仇武穆陰報東窓記		○				
宝永二	新撰鄭清之銀瓶記	上下	○				
宝永二	新編韓翊義俠金魚記	上下	○				
宝永二	赤鯉記	上下	○				
宝永二	新刊校正腔板竜象記大全	上下	○				
宝永二	洪武正韻	十本十六卷	○				
宝永七	六才子書	一部八本	○				○
正徳二	洪武正韻	五本十六卷	○				
正徳三	洪武正韻	三部内二部各一套五本一部一套四本	○				
享保七	長生殿伝奇	一部二本	○				○
享保七	繡像第六才子	六本	○				
享保十	七才子書	一部六冊	○				
享保十一	第六才子書	六部各一套六冊	○				
享保十一	綴白裘全集	一部四本 附綴白裘続集	○				
享保十一	綴白裘三集	一部六本	○				
享保十一	牡丹亭還魂記	一部四本	○				
享保十二	凝霞斎伝奇第一種	一笑縁 一部二本	○				
享保十二	李笠翁伝奇十種	一部二十本	○				
享保十二	一笠庵新編人戦関伝奇	一部二本	○				
享保十二	雪韵堂批点燕子箋記	一部四本	○				
享保十三	雪韵堂批点燕子箋記	一部四本	○				
享保十五	第七才子書琵琶記	一部一套	○				
享保十六	五種曲新戯	一部	○				
享保十八	中原音韻	一部四本	○				
元文四	西廂記	一部三本	○				
元文五	古雜劇	一部八本	○				
元文五	牡丹亭還魂記	一部一套六本	○				
寛保元	六才子書	六本八卷	○				

江戸期における中国古典戯曲書の将来

寛保元	六才子書	六本八卷(無序)	○				
宝曆十二	元人百種	一部六套					
明和二	雍熙樂府	一部四十本					
安永八	玉茗堂四種	一部一套					
安永八	新曲六種	一部一套					
安永元	綴白裘新集合編	一部二套					
天明二	笠翁伝奇十種	一部二套					
寛政八年	廿一史彈詞	一部一套					
寛政九	念一史彈詞註	一部一套					
寛政九	紅雪楼九種曲	一部二套					
寛政十一	桃花扇	一部六本					

五、おわりに

以上唐船持渡書の中から長崎書籍改役向井氏の旧記に連なる書目を整理し、唐船持渡書の書籍検分の記録を調査し、特徴を探ってきた。これらの調査から明らかとなったのは、資料間に存する記録の体裁は大きく異なっているが、やはり同じ旧記を編纂した資料である以上、校合は可能であったということである。以下にその要点をまとめ本検討の結論とする。

- 一、向井氏の書籍検分の記録である「旧記」から編纂された資料は同じ資料を記したのもあるが、多くの部分で相違を見せ、単独で資料を扱うことで、同一書を別の書物と誤る危険性がある。故に必ず複数の資料との校合を行わなければならない。
- 二、各資料を同定する際重要なのは年代と資料の前後の並びであり、舶載資料は年代を元に整理できる。

この調査結果によって明らかとなる最大の特徴は、この記録群が複数人の手になる編纂物であることから生じる記載の性質の違いを十分に把握するべきであるが、その手掛かりは同じ向井氏の旧記に連なる書目の中に含まれているという点である。今回挙げた五つの記述はそれぞれ編纂された時期も人物も異なるため、その間にある書式や記述の特徴は時に大きく異なるが、たとえ同一人であったとしても例えば早い年代の記録においては『西廂記』を小説と言いつてもまた填詩などと同じく詞曲と言いつても時に俗謡と言いつても時代ごとに異なるため、おそらく書籍の実見を通して戯曲というものを少しづつ理解していった変化なども考慮に入れる必要がある。そうした背景を考えずに、江戸初期には俗謡と注釈する書物が一切記録されないからと言って、江戸初期に渡来した戯曲資料は少ないなどと結論を下すのは、その時代に小説に分類された多数の『西廂記』テキストの存在によって改めなければならないことも併せて考える必要がある。

今後はこうした調査をもとに、さらに検討した資料を積み重ねて、江戸期の中国戯曲文献の受容を知るに足る基礎資料を完成させることを目指したい。

注

- (1) 長沢規矩也「伝奇四十種と小説三十種」(『斯文』八の七、一九二六年)、同「再び伝奇四十種と舶載書目との関係について」(『斯文』八の八、一九二六年)等。

(2) 青木正児「御文庫目録」中の支那戯曲、「書誌学」八の五、日本書誌学会、一九三七年。

(3) 黄仕忠「日蔵中国戯曲文献綜録」、広西師範大学出版社、二〇一〇年、『日本所蔵中国戯曲文献研究』、高等教育出版社、二〇一二年など。

(4) この項目は大庭脩「江戸時代における唐船持渡書の研究」(関西大学東洋学術研究所、一九六七年) 第一から第三章、同氏「宮内庁書陵部蔵舶載書目」「諸言」(関西大学東洋学術研究所、一九七二年)、同氏「唐船持渡書の現状と展望」(関西大学東洋学術研究所紀要)三〇、関西大学東洋学術研究所、一九九七年)などを元に作成し、特に記述をそのまま引いた部分については適宜注釈で示した。

(5) 大意書は元禄六(一六九四)年より書き始められ、寛永六年まで続き、その後「惣目録」に変わったとする記述がある(注五所掲「宮内庁書陵部蔵舶載書目」「諸言」九〇頁)から、基本的にこの「大意書」は向井家が書物改役に付く以前のものである。しかし同氏「江戸時代における唐船持渡書の研究」資料編「大意書」には元禄、享保、寛延、宝暦の大意書が録されるから向井氏が書物改役にあつた年代にも大意書は作成されていたらしい。無論その期間の大意書の作成者は向井家のものであつたと思われるが、ただ同書所掲の資料について小論が現物を確認できなかったため、本稿においては待考とし、後に現物を確認した後、改めて検討の対象としたい。

(6) 注(5)所掲「宮内庁書陵部蔵舶載書目」「諸言」十四頁。

(7) 注(5)所掲「宮内庁書陵部蔵舶載書目」「諸言」十五―一七頁。